

## (設置)

第1条 広陵町政策推進審議会設置条例（令和5年6月広陵町条例第2号）第7条の規定に基づき、総合戦略の策定及び実行について審議させるため、広陵町政策推進審議会総合戦略部会（以下「部会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定及び実行に関する事項。
- (2) その他町長が必要と認める事項。

## (組織)

第3条 部会は、委員16人以内で組織する。

2 部会は、広陵町政策推進審議会（以下「審議会」という。）の会長が指名する審議会の委員（以下「審議会委員」という。）のほか、広陵町産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及び報道機関等のうちから、町長が委嘱する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとし、再任を妨げない。

- (1) 審議会委員 その職に在職する期間
- (2) その他委員 2年（委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）

## (部会長及び代理者)

第5条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、委員の互選により選出する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 部会長が事故その他の理由により、その職務を行うことができないときは、部会長が部会に属する委員のうちからあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、その議長となる。

2 会議は公開とする。

3 会議は、委員の半数以上が出席し、又は委任がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料の提出を求め、又は会議への出席を求めて意見若しくは説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、企画担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月30日から施行する。